

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・千早赤阪村水分地区は基盤整備された地域で、水稻栽培が中心である。基盤整備された農地を集約化するための支障となる一部農地での所有者不明農地の解消に向け取組む必要がある

当該農地の概要	所有者が転居・死亡した4名の農地が不明
筆数や面積	15筆、10,516㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】 別紙ロードマップ参照

- ・大阪府農業会議は大阪府の高度利用農地確保事業を受託し、当地域内の全農家を対象に、将来の農地利用意向の詳細を把握した
- ・この過程で地域農家に所有者不明農地の情報を収集し、4名が所有者不明農地の地権者であることを特定

・農業委員会にこの4名の戸籍取得を依頼 ・判明した相続人に意向を把握した	探索	7か月
	所有者不明農地の確定	1か月
	農家の意向確認	1か月

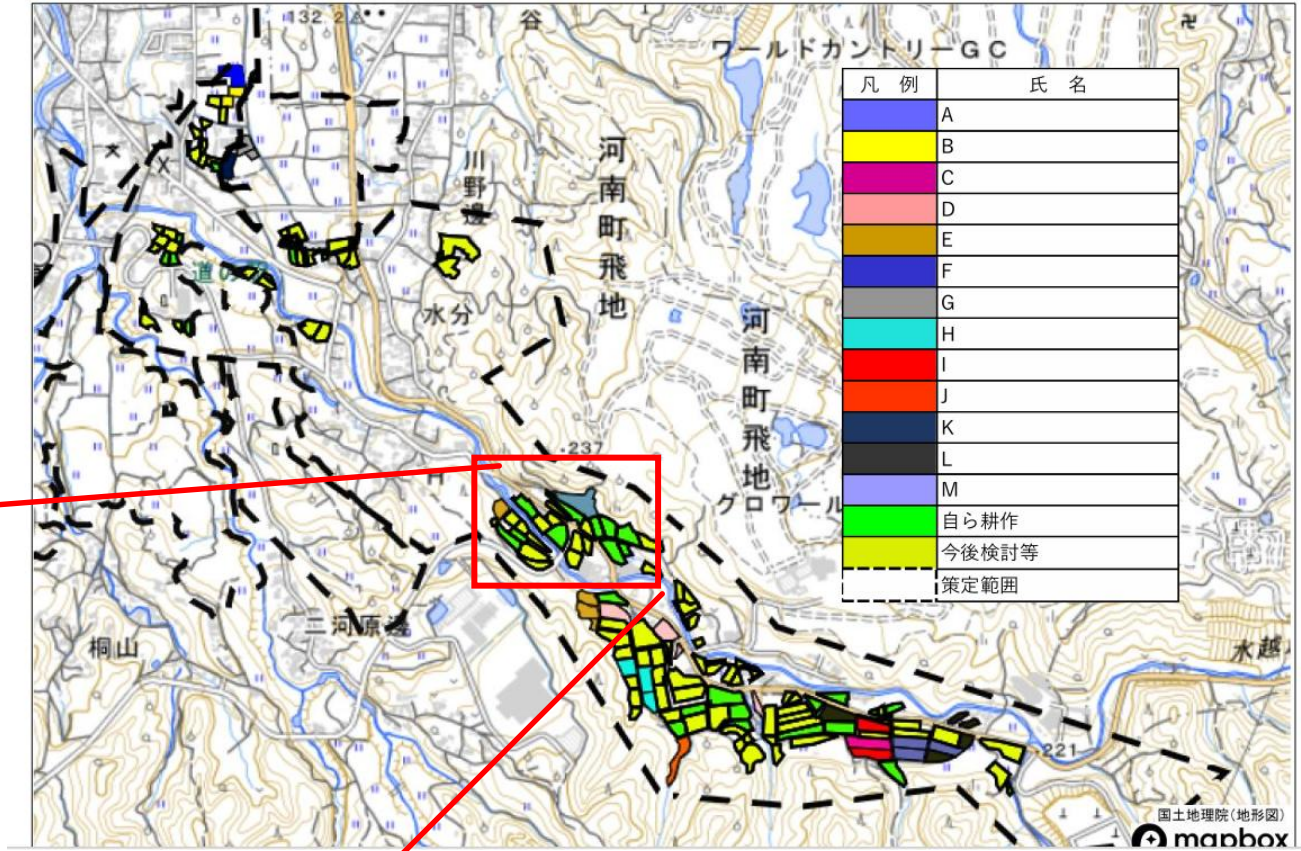
【支援地域の地図・航空写真等を掲載】

- ・別添1のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

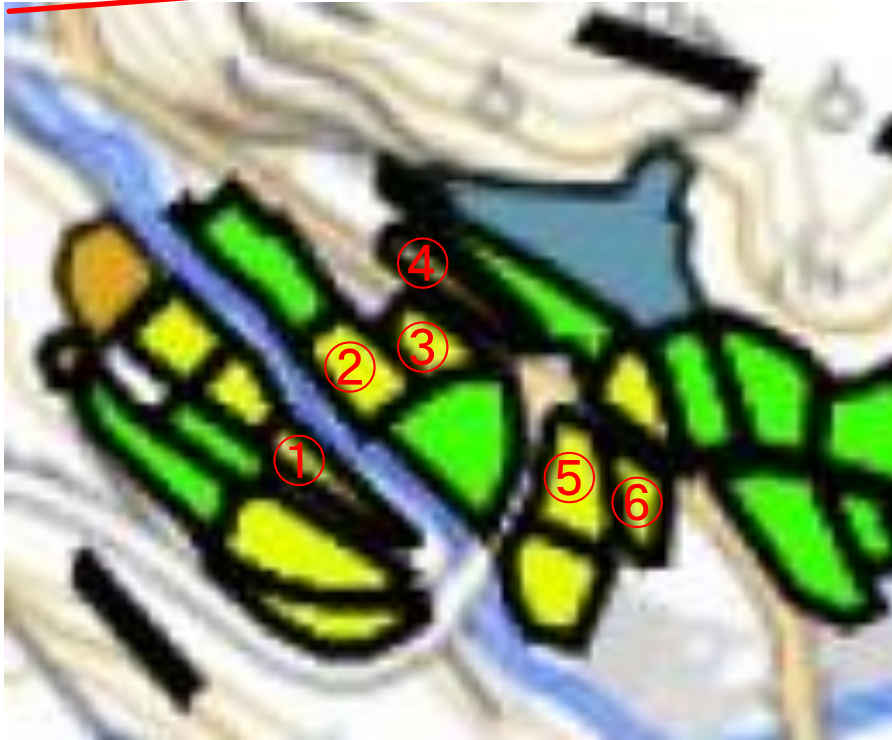
- ・大阪府農業会議では、大阪府高度利用農地確保事業を活用し、農業委員会、大阪府南河内農と緑の総合事務所と連携し、当地区で農地利用の意向を調査し、貸したいと回答した場合は、詳細な条件（貸付対象者、貸付期間、貸付賃料、ハウスや永年性果樹の可否、接道状況など）を聞き取った
- ・当地区はほ場整備が完成しており、地域計画策定時の農家意向調査で貸付意向を示した地権者9戸を対象とし、これらの農家に詳細な農地利用意向調査票を郵送した
- ・一方、村が連絡が取れない15筆の所有者不明農地の地権者4名を把握しており、その状況を上記9名の農家意向把握の際などに情報収集し、4名を特定した
- ・農業委員会とこの4名の戸籍等取得を調整していたところ、2名から所有権を移転したい旨の連絡が入ったことから、農業委員会には残る2名の戸籍等を取得し、相続人が判明した
- ・この2名に対し、再度、今後の農地利用の意向調査票を郵送し、1名からは6筆の農地を貸す際の詳細な条件等について連絡があり、その農地情報を取りまとめた
- ・残る1名は連絡がないため、今後も問い合わせを行うが、所在が判明したため、所有者不明の状態は解消された
- ・府事業を活用し、当該地区の全農家を対象に調査を行ったため、確実に所有者不明農地の探索が行うことができた

【水分地区 目標地図】



右図
千早赤阪村水分地区の支援地域
(地域計画目標地図の策定範囲)

下図 拡大図
所有者が判明し、農地貸借を希望する
農地①～⑥



【別添】

所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：千早赤阪村農業委員会

支援地域名：水分

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	支障状況区分	解消に向けた取組の内容				実施状況・課題 (実施月日：○月○日)	備考	
	所在	面積 (ha)	状況 (支障区分)	具体的な状況			農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力			
							実施時期	取組内容					手法
1	千早赤阪村水分598、599-1、599-2、607-1、607-2、738、739、740、741、2049、2050、2051、2058、2059、2060	合計1.1ha	未相続	千早赤阪村水分地区では平成5年度に農家意向調査を実施。その後、所有者が死亡したが相続ができていない農地が15筆ある。水分地区は村内では比較的高低差が少なく、ほ場整備済みであるが、高齢化が著しく、今後の農地利用意向では農地を貸したいとする農家が多い状況にある。しかし、これらの未相続の農地が面的な貸借を妨げている。	令和8年3月までに相続人を特定、農地利用の意向を確認し、地域計画上の受け手への集積・集約化の同意を取り付ける。	所有者・相続人探索	5月下旬	千早赤阪村農業委員会事務局と事業打合わせ		関係機関打合わせ	大阪府農政室、南河内農と緑の総合事務所	終了 5月29日	
							8月上旬	千早赤阪村農業委員・推進委員への事業概要説明		農業委員・推進委員に事業概要、事業実施地区の選定理由等を説明し、所有者不明農地の所有者・相続人に対する情報提供を依頼	大阪府農政室、南河内農と緑の総合事務所	8月7日の農業委員会総会で実施	
							8月中旬	千早赤阪村農業委員会事務局と事業打合わせ		村と所有者不明農地のリストアップについて打ち合わせ		終了 8月19日	
							10月中・下旬	所有者名農地の情報収集		農業委員・推進委員、地域農業者に水分地区の農地情報を収集し、4名の所有者不明農地の地権者を特定		延べ3回 10月17日、21日、28日	
							1月上旬	千早赤阪村農業委員会事務局に戸籍等の収集・情報整理を依頼	農業委員会に戸籍の取得を文書で依頼			終了 1月6日	
							2月上旬	千早赤阪村農業委員会事務局から所有者不明農地の解消について打ち合わせ		所有者不明農地の地権者のうち2名の所在が判明し、所有権移転の手続きに入ったことを確認		終了 2月5日	
							3月下旬	千早赤阪村農業委員会事務局に結果報告				終了 3月27日	
							2月中旬	相続人へ農地利用意向確認資料を送付	戸籍で特定した相続人に郵送	農地利用意向のヒヤリングを実施		終了 2月18日	
							3月上旬	相続登記への働きかけを行うとともに現状の農地利用状況について確認	相続人1名から連絡を受け、農地の貸借意向を確認	農地の貸し付け条件等のとりまとめ		3月1日 相続人1名が農地を貸借を希望しているため、貸付条件等の情報をとりまとめた	

- 注) 1. 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
2. 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
3. 「最終目標」欄には、所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
4. 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別に実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
5. 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。